

市民生活を豊かにする 環境づくり



まちを歩けば リフレッシュ!

多摩川や貴重なみどりを守り、
誰もが安らぎ、くつろげる
環境づくりを行います。

気づけば誰でも エコライフ。

地球環境に配慮し、
市民一人ひとりの
エコな行動を当たり前の
ものにしていきます。



川崎の未来に向けた第2ステージ!

.....
市民の皆さんとともに、もっともっと住みやすいまちへ。



基本政策3

市民生活を豊かにする環境づくり

- 大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。
- 地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。
- また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

政策の体系

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策3-2 地域環境を守る

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策の方向性

- 本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。
- 一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合 (市民アンケート)	53.2%	53.3%	55%以上

施策の体系

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

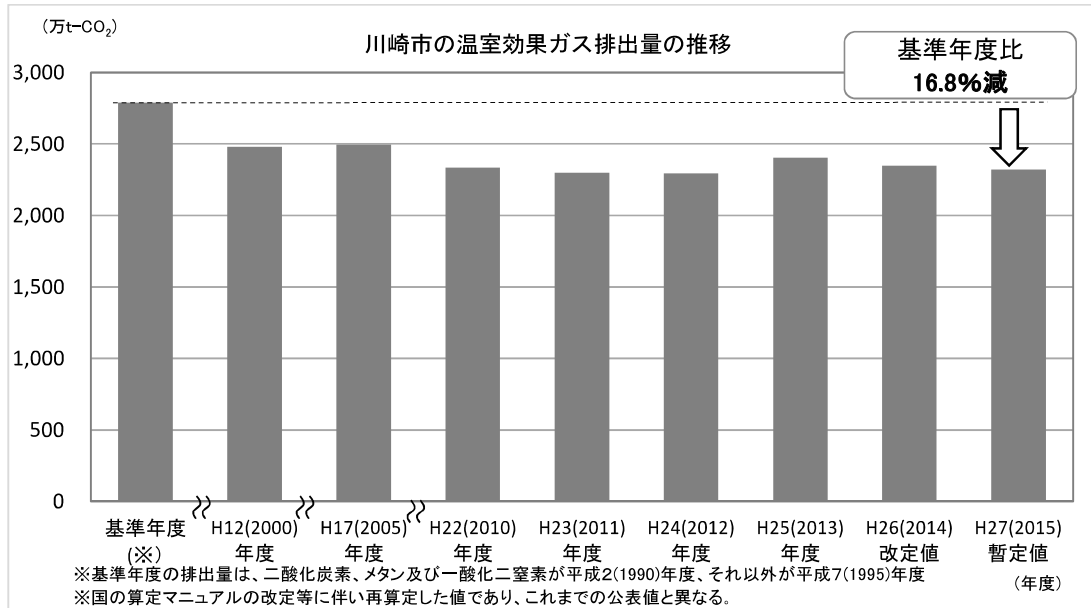


施策 1 地球環境の保全に向けた取組の推進



第 1 期の主な取組状況

本市では、平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比で 25%以上の温室効果ガス排出量の削減をめざし、市域のみならず地球全体での温室効果ガス排出削減に貢献する取組を進めています。こうした結果、市域の温室効果ガス排出量は、国全体で増加する中、平成 27（2015）年度の温室効果ガス排出量は平成 2（1990）年度比 16.8%削減となっています。また、温室効果ガス排出量の削減を図る「緩和策」とともに、気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する「適応策」に取り組み、地域レベルからの地球温暖化対策を進めています。



- 本市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、「環境」と「経済」の調和と好循環の取組や経済・社会の「グリーン化」の一層の推進に向けて、「グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、グリーンイノベーションクラスターなど多様な主体と連携したプロジェクトの展開、情報の共有・発信、リーディングプロジェクトの実施などの取組を推進しています。



施策の主な課題

- 「パリ協定」が、平成 27（2015）年 12 月に合意されたことを受け、国の「地球温暖化対策計画」が策定され、平成 42（2030）年の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年比で 26%削減する目標が掲げられました。こうした動向や気候変動の影響などを踏まえ、着実に地球温暖化対策を進める必要があります。



施策の方向性

- バリ協定や国の地球温暖化対策計画を踏まえた、温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた取組の推進
- 「環境」と「経済」の視点に加え、防災対策など多様な課題の解決にも貢献する視点を重視した取組の推進

直接目標

地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減割合（1990年度比）※1 (環境局調べ)	1990年度比 ▲13.8 % (平成25 (2013) 年度)	1990年度比 ▲16.8 % (平成27 (2015) 年度暫定値)	1990年度比 ※2 ▲20 %以上 (平成27 (2015) 年度)	1990年度比 ▲20.3 %以上 (平成31 (2019) 年度)	1990年度比 ▲23.8 %以上 (平成35 (2023) 年度)
市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	24.9 % (平成27 (2015) 年度)	27.7 % (平成28 (2016) 年度)	26 %以上 (平成29 (2017) 年度)	28 %以上 (平成33 (2021) 年度)	30 %以上 (平成37 (2025) 年度)

※1 国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき、川崎市域の温室効果ガス排出量を算定しています（平成29（2017）年3月ガイドライン改定により、実績値を修正）。
 ※2 第1期の目標については、優れた環境技術を活かした地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献した量を含む。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地球温暖化対策事業 市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）とともに、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。	●「地球温暖化対策推進計画」に基づく取組の推進 ・国の新たな温室効果ガス削減目標の設定等の動向を踏まえた計画の改定 ・地球温暖化対策推進基本計画、実施計画に基づく取組（緩和策・適応策）の推進				地球温暖化対策推進実施計画の改定に向けた検討	事業推進
	●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）のネットワークを活用した「COOL CHOICE」をはじめとする協働の取組の推進 ・市民、事業者等と協働した普及啓発の実施	継続実施				
	・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 CC川崎エコ会議会員数：全100団体	CC川崎エコ会議会員数：全100団体	CC川崎エコ会議会員数：全100団体	CC川崎エコ会議会員数：全100団体	CC川崎エコ会議会員数：全100団体	CC川崎エコ会議会員数：全100団体
	●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ・かわさきエコ暮らし未来館の運営による普及啓発の推進 H28来場者数：12,268人	来場者数：13,500人 ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした魅力向上に向けた取組の推進	来場者数：14,000人	来場者数：14,500人	来場者数：15,000人	
	●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ・制度の運用、表彰等の検討	・制度の運用及び見直しの検討 ・表彰等の実施	・見直し結果を踏まえた制度の運用			
●優れた環境技術・製品等を認定・認証する制度等の運用 ・低CO ₂ 川崎ブランド等推進協議会による制度運営開始 低CO ₂ 川崎ブランド認定件数：全76件	・制度の運用 低CO ₂ 川崎ブランド認定件数：全81件	・制度の運用、運営体制及び制度の検証 低CO ₂ 川崎ブランド認定件数：全86件	・検証結果を踏まえた制度の運用 低CO ₂ 川崎ブランド認定件数：全91件	低CO ₂ 川崎ブランド認定件数：全96件		

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進化管理・評価



- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区政計画
- 進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降	
環境エネルギー推進事業 低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化など効果的な取組の推進 ・支援の実施 ●「市建築物における環境配慮標準」の運用による公共施設への環境配慮技術の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化など効果的な取組の推進 ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査 ●「市建築物における環境配慮標準」の運用による公共施設への環境配慮技術の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を踏まえた効果的な取組の推進 			事業推進	
次世代自動車等普及促進事業 自動車利用における地球温暖化対策の推進に向け、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代自動車の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ○国や近隣自治体との連携した取組の実施 ●水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・整備に向けた検討、調整等の実施 ●環境配慮型ライフスタイルの普及促進によるエコドライブの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○講習会や啓発事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・次世代自動車の導入支援 ●水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				事業推進	
グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業 本市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、国際貢献を果たすとともに、次世代の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「グリーン・イノベーション推進方針」に基づく「かわさきグリーンイノベーションクラスター」との連携した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・研究会の開催 ・情報発信の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した研究会や、セミナーなどの開催 ・展示会等を通じた情報発信の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した研究会や、セミナーなどの開催及び取組結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証結果に基づく取組の推進 		事業推進	
環境教育推進事業 環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境教育・学習基本方針」に基づく環境教育の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体、事業者等との協働・連携による環境教育の推進 ●「環境副読本」作成による環境教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本（幼稚園、小・中学校用）の作成等 ●地域環境リーダーの育成 <ul style="list-style-type: none"> ○育成講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ●「環境副読本」作成による環境教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				事業推進	
		H29地域環境リーダー数：全316人	地域環境リーダー数：全324人以上	地域環境リーダー数：全332人以上	地域環境リーダー数：全341人以上	地域環境リーダー数：全350人以上	

政策3-2 地域環境を守る

政策の方向性

- 本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。
- また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
市内の空気や川などの水がきれいになったと思う市民の割合 (市民アンケート)	55.6%	57.1%	60%以上
ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合 (市民アンケート)	86.6%	84.2%	90%以上

施策の体系

政策3-2 地域環境を守る

施策3-2-1 地域環境対策の推進

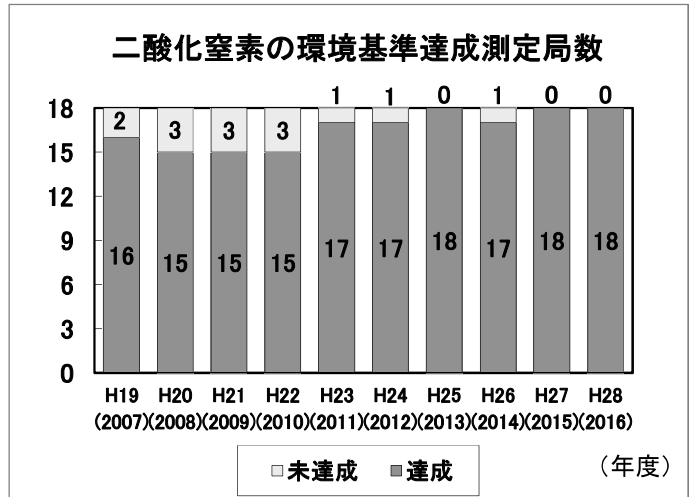
施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

施策 1 地域環境対策の推進



第 1 期の主な取組状況

- 空気や水などの地域環境を守るため、大気環境の改善に向けて、法・条例に基づく工場・事業場への監視・指導、エコ運搬制度などの自動車環境対策や国・近隣自治体と連携した低公害ディーゼル車の普及拡大等に取り組み、平成 28（2016）年度には、PM2.5（微小粒子状物質）が全測定局で環境基準を達成し、二酸化窒素が 2 年続けて全測定局で環境基準を達成しています。
- また、水環境の保全に向けては、法・条例に基づく工場・事業場への監視・指導等に取り組み、平成 22（2010）年度以降、市内河川の BOD（生物化学的酸素要求量）及び COD（化学的酸素要求量）は、環境目標値を達成しています。



施策の主な課題

- 空気や水などの地域環境については、改善傾向にありますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、環境基準の継続的な達成や更なる地域環境の改善に向けた取組を進める必要があります。



施策の方向性

- 環境基準等の達成維持及び更なる改善に向けた工場・事業場への監視・指導と、事業者の自主的な取組の促進
- 多様な主体との広域連携等による空気や水などの地域環境対策の推進



直接目標

● 空気や水などの地域環境を守る



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	6 日 (平成26 (2014) 年度)	4 日 (平成28 (2016) 年度)	2 日以下 (平成29 (2017) 年度)	0 日以下 (平成33 (2021) 年度)	0 日以下 (平成37 (2025) 年度)
二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合 (環境局調べ)	94.4 % (平成26 (2014) 年度)	100 % (平成28 (2016) 年度)	100 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (平成33 (2021) 年度)	100 % (平成37 (2025) 年度)
河川のBOD、COD環境目標値達成率 (環境局調べ)	100 % (平成26 (2014) 年度)	100 % (平成28 (2016) 年度)	100 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (平成33 (2021) 年度)	100 % (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
大気汚染防止対策事業 工場・事業場から排出される大気汚染物質の排出状況等の監視や、環境基準の達成維持に向けた排出量削減等の取組を進めます。また、建築物解体時の石綿飛散防止対策を推進します。	●工場・事業場からの二酸化窒素などの大気汚染物質排出量の削減 ○大気汚染物質排出量の監視及び削減に向けた指導の実施 H28報告件数：294 報告件数：294件 報告件数：294件 報告件数：294件 報告件数：294件 → 事業推進					
	●大気汚染防止法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく二酸化窒素などの排出状況の把握 ○届出等の審査及び立入検査の実施 H28立入検査件数：82件 → 継続実施					
	●光化学オキシダント及びPM2.5対策の推進 ○事業者による揮発性有機化合物の自主的な削減の取組の促進 H28光化学オキシダント及びPM2.5対策講演会参加者数：152名 参加者数：160人 参加者数：160人 参加者数：160人 参加者数：160人 →					
	・揮発性有機化合物の削減方策の検討 → ・削減方策の策定 ・策定方策の実施 →					
●建築物の解体工事等における石綿の飛散防止対策の実施 ○適切な解体工事等の実施に向けた届出審査及び指導の実施 H28届出審査件数：974件、H28立入検査件数：1,024件 → 継続実施						
有害大気汚染物質対策事業 環境モニタリングを行うとともに、工場・事業場周辺の排出実態調査を行い、環境汚染の未然防止を行います。	●大気汚染防止法に基づくベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境モニタリング調査の実施 ○ベンゼンなど有害大気汚染物質の調査 調査4か所 (年12回) 調査回数：年12回 調査回数：年12回 調査回数：年12回 調査回数：年12回 → 事業推進					
	●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査 ○実態調査に基づく指導・助言の実施 H28実態調査測定地点数：12地点 → 継続実施					
環境大気常時監視事業 環境モニタリングを継続して実施するとともに、新たな環境課題に対処する確かな対応を図ります。	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5等の常時監視の実施 ・測定局の維持・管理 ・測定機増設 (中原区) → 測定局の維持・管理 → 事業推進					
	●環境放射能に係るモニタリング調査の推進 ○放射能関連施設等調査 H28調査実施数：12回 調査回数：年12回 調査回数：年12回 調査回数：年12回 調査回数：年12回 →					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
政策体系別計画
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進化管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
自動車排出ガス対策事業 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ○最新規制適合車や低公害車の普及促進 ・普及促進 ○環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進 ・自主的取組の促進 ●ディーゼル車運行規制の適正な運用 ○立入検査等の実施及び制度遵守に向けた周知の実施 H28立入検査等件数：16件 ●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ・制度の着実な運用 ●新たな窒素酸化物対策の推進 ・自動車環境対策に係る施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入補助制度の見直し ・環境配慮行動メニューの改定 ●ディーゼル車運行規制の適正な運用 ・シミュレーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな補助制度の運用実施 ・調査結果を踏まえたシミュレーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮行動メニューの改定 ・検討結果の反映 ・新たな対策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度の運用 ・新たな対策の推進 	事業推進
水質汚濁防止対策事業 水環境の保全に向けて、河川・海域等の環境基準・環境目標の達成・維持をめざすとともに、水環境保全の啓発のためのイベント等を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「水環境保全計画」に基づく取組の推進及び新たな枠組みの構築 ・計画に基づく取組の進行管理の実施 ●公共用水域の水質、生物等に係る状況の把握 ○河川・海域における水質調査等の実施 H28水質調査回数：河川、海域とも年12回 ●水質汚濁防止法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく工場・事業場の監視・指導の実施 H28届出件数：242件 H28報告件数：692件 ●水環境保全に係る普及啓発の推進 ○イベントの開催等の普及啓発の実施 H28イベント開催数：1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証・指標の考案に関する整理 ・シミュレーションの実施 ・調査結果を踏まえたシミュレーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定等新たな枠組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質調査回数：河川、海域とも年12回 報告件数：692件 報告件数：692件 報告件数：692件 報告件数：692件 報告件数：692件 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催数：2回 イベント開催数：2回 イベント開催数：2回 イベント開催数：2回 	事業推進
土壌汚染対策事業 土壌汚染対策のため、法・条例に基づく事業者への指導・助言等を行うとともに、地下水の状況把握及び汚染井戸の継続的な監視を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染対策法及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌・地下水汚染対策の推進 ○指導・助言の実施 H28届出審査件数：349件 ●地下水の水質の状況の把握 ○地下水の水質調査の実施 H28定点調査数：9地点 ○汚染井戸における地下水の水質の監視 H28継続監視調査：25地点 ●有害物質使用特定事業場等による地下水汚染の未然防止 ○水質汚濁防止法に基づく指導の実施 H28届出件数(未然防止関係)：53件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 定点調査数：9地点 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 定点調査数：9地点 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 定点調査数：9地点 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 定点調査数：9地点 継続実施 継続実施 	事業推進

施策 2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進



第 1 期の主な取組状況

- 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、一般廃棄物処理基本計画に基づき、「ごみゼロカフェ」など市民参加による取組を進めながら、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない 2 R（リデュース・リユース）の取組を重点的に推進しています。
- 廃棄物の収集運搬については、平成 29（2017）年度から、すべての資源物収集業務の委託化を図り、民間部門を活用しながら安定性・安全性を確保しつつ効果的・効率的に事業を推進しています。また、安定的な廃棄物処理を行うため、長期的な視点で適切な処理施設等の更新を進めています。



資料：ごみゼロカフェ News



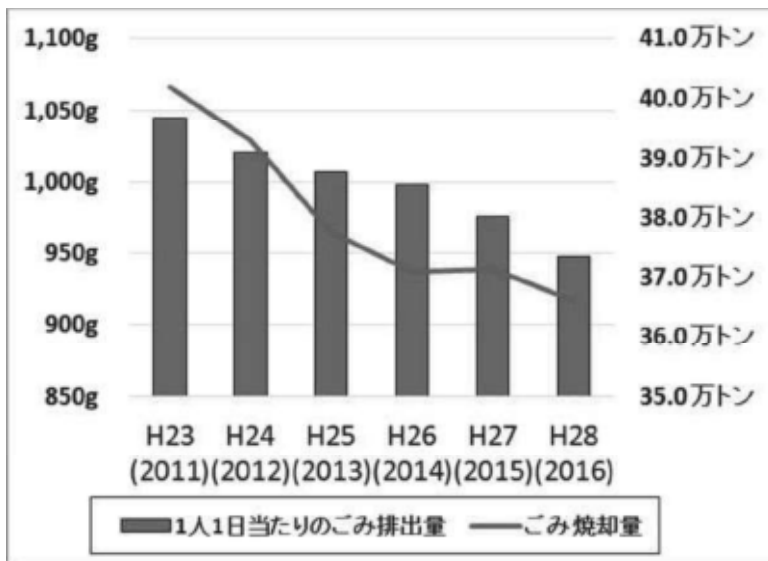
施策の主な課題

- 本市では、平成 42（2030）年まで人口増加が見込まれ、ごみ総排出量への影響が考えられることから、これまで以上に市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促し、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、安定的な廃棄物処理を行うため、適切な施設等の更新を進める必要があります。



施策の方向性

- 市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- 安定性・安全性を確保した効果的・効果的な廃棄物処理事業の推進



資料：環境局調べ

- 総論
- 10年戦略
- 基本政策 1
- 基本政策 2
- 基本政策 3
- 基本政策 4
- 基本政策 5
- 区計画
- 進行政管理・評価



直接目標

● 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	998 g (平成26 (2014) 年度)	947 g (平成28 (2016) 年度)	971 g以下 (平成29 (2017) 年度)	917 g以下 (平成33 (2021) 年度)	898 g以下 (平成37 (2025) 年度)
ごみ焼却量 (1年間) (環境局調べ)	37.1万 t (平成26 (2014) 年度)	36.6万 t (平成28 (2016) 年度)	36.0万 t以下 (平成29 (2017) 年度)	34.4万 t以下 (平成33 (2021) 年度)	33.0万 t以下 (平成37 (2025) 年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	現 状 平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年 度	平成31 (2019) 年 度	平成32 (2020) 年 度	平成33 (2021) 年 度	平成34 (2022) 年 度以降
減量リサイクル推進事業 循環型社会の構築をめざし、 ごみの減量化及びリサイクルを 推進するため、各種事業を実施 します。	●ごみの減量及び資源化の推進に向けた普及啓発 ○ユニバーサルデザインに配慮したリーフレット等の作成及び普及 ・リーフレット等の作成 → ・リーフレット等を活用した効果的な広報の実施 → 事業推進					
	○市内転入者への普及促進 ・普及促進 → ・取組の推進と改善の検討 →					
	○災害発生時の分別方法の周知 ・分別方法の検討 → ・分別方法の周知 →					
	○環境教育用教材の充実 ・取組の推進 → ・継続実施 →					
	○出前ごみスクールの実施 H28実施数：123回 実施数：123回以上 → 実施数：123回以上 → 実施数：123回以上 → 実施数：123回以上 →					
	○資源物とごみの分別アプリの普及 H28分別アプリ閲覧数：308,922回 分別アプリ閲覧数：310,000回以上 → 分別アプリ閲覧数：315,000回以上 → 分別アプリ閲覧数：320,000回以上 → 分別アプリ閲覧数：325,000回以上 →					
	○ふれあい出張講座の実施 H28実施数：87回 実施数：88回以上 → 実施数：88回以上 → 実施数：88回以上 → 実施数：88回以上 →					
	●廃棄物減量指導員との連携強化及び活動の活性化 ○市区廃棄物減量指導員連絡協議会の開催等 H28開催数：33回 開催数：34回以上 → 開催数：34回以上 → 開催数：34回以上 → 開催数：34回以上 →					
	●まちの環境美化などの推進 ○関係部署と連携した普及啓発キャンペーンや集積所周辺等環境美化の実施 ・取組の推進 → 継続実施 → ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の強化 →					
	○情報技術の活用や地域活動団体との連携等 ・連携等の検討 → ・連携等の実施 → ・取組の推進と改善の検討 →					
	●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進 ○資源集団回収事業の回収頻度・拠点・登録団体数の増加及び広報の実施 ・取組の推進 → 継続実施 → ・改善の検討 →					
	●生ごみの減量化・リサイクルの推進 ○3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の普及啓発の実施 ・取組の推進 → 継続実施 → ・改善の検討 →					

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみサイクルリーダーの派遣 H28対応人数：1,768人 ●拠点回収・店頭回収の充実 ○拠点回収の推進 H28拠点回収量：128 t ○小型家電リサイクルの回収の充実 ・メタルプロジェクトによる小型家電リサイクルの推進 ○店頭回収の取組の推進 ・対象物の把握 ○衣料品等リサイクルに係る取組の推進 ・取組の推進 ●ごみゼロカフェの実施による市民参加の推進 ○ごみゼロカフェの開催及び実施方法の見直し検討 H28開催数：3回 	<ul style="list-style-type: none"> 対応人数：1,780人以上 拠点回収量：129 t以上 ・メタルプロジェクトによる小型家電リサイクルの推進 ・取組の推進 ・取組の推進 開催数：3回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対応人数：1,800人以上 拠点回収量：130 t以上 ・取組の推進 開催数：3回以上 ・見直しの検討 リユース・リサイクルショップ：50店以上 エコショップ：440店以上 多量排出事業者等への立入調査実施数：216件以上 事業系一般廃棄物の焼却量：112,400 t以下 ・拡充の検討 食べきり協力店：200店以上 ・実態把握及び食ロス推進手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 対応人数：1,820人以上 拠点回収量：131 t以上 ・取組の推進 開催数：3回以上 リユース・リサイクルショップ：50店以上 エコショップ：455店以上 多量排出事業者等への立入調査実施数：216件以上 事業系一般廃棄物の焼却量：110,400 t以下 ・拡充の実施 食べきり協力店：250店以上 ・食品廃棄物のリサイクルに向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 対応人数：1,840人以上 拠点回収量：132 t以上 ・小型家電リサイクルの充実 ・取組の推進と改善の検討 開催数：3回以上 ・見直しの検討 リユース・リサイクルショップ：50店以上 エコショップ：460店以上 多量排出事業者等への立入調査実施数：216件以上 事業系一般廃棄物の焼却量：106,500 t以下 ・取組の推進と改善の検討 食べきり協力店：350店以上 ・取組の推進と改善の検討 	
事業系ごみ減量化推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 事業系ごみの減量化・適正処理を図るため、排出事業者への普及啓発・指導を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rに取り組み店舗等に係る認定制度の普及 ○取組店舗の登録促進や認知度向上 H28リユース・リサイクルショップ：47店 H28エコショップ：419店 ●事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 ○多量・準多量排出事業者に対する指導・広報 H28多量排出事業者等への立入調査実施数：216件以上 H28事業系一般廃棄物の焼却量：116,333 t ●事業系資源物のリサイクルの推進 ○事業系資源物のリサイクルルートの拡充 ・拡充の検討 ●食品ロス対策等の推進 ○事業者と連携した「食品ロス」削減の取組実施 H28食べきり協力店：11店 ○多量排出事業者等の排出実態把握及び食ロス削減の取組の推進 ・実態把握及び食ロス削減推進手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 				
資源物・ごみ収集事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 市民生活を支えるライフラインとして、排出された資源物・ごみを安定的に安全に収集するとともに、委託化された収集業務については適正に執行されるよう事業者への指導等の取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施 ○分別収集の実施 ・取組の推進 ○すべての資源物、小物金属、粗大ごみ収集運搬の委託による実施 ・多摩区・麻生区での空き缶ペットボトル収集運搬業務委託開始(全市で実施) ●普通ごみの効率的かつ適正な収集運搬の実施 ・収集運搬の実施 ●ふれあい収集による高齢者・障がい者への支援 ○自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない方々に対し玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」の推進 ・「ふれあい収集」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 			
				<ul style="list-style-type: none"> ・改善の検討 		

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進化管理・評価



総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降	
	●生活環境事業所の再編		・4生活環境事業所体制への検討 ・生活環境事業所の機能強化に向けた検討	・4生活環境事業所体制への移行			
資源物・ごみ処理事業	●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進		・資源物の中間処理の実施 ・資源化処理施設等の整備方針の検討	・資源化処理施設等の整備方針の策定	・整備方針に基づく取組の推進	事業推進	
<p>分別収集した資源物の中間処理を行い、適正に資源化を行うとともに、焼却ごみについては処理センターにおいて適正かつ安定的に処理を行います。</p>	●焼却ごみの適正かつ安定的な処理		H28ごみ焼却量：366,016 t ごみ焼却量：357,000 t 以下	ごみ焼却量：353,000 t 以下 ごみ焼却量：349,000 t 以下	ごみ焼却量：344,000 t 以下		
	●3処理センター（浮島・堤根・王禅寺）体制における円滑な処理体制の運営		○3処理センター体制における円滑な処理体制の推進 ・検討及び実施	継続実施			
	○処理センターの運転操作業務の一部委託化に向けた検討		・検討の実施	継続実施	・浮島処理センター運転操作業務の一部委託化の実施		
	●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分の実施		○保管灰の試験的埋立の実施 ・埋立の開始(H29)	継続実施			
	●環境負荷の低減に向けた取組の推進		○環境マネジメントシステムの運用及び改善に向けた検討 ・システムの運用	継続実施	・改善に向けた検討		
				・運用改善			
廃棄物処理施設基幹的整備事業	●浮島処理センター基幹的施設整備事業		○長寿命化に向けた整備 ・長寿命化計画策定(H29)	・循環型社会形成推進交付金申請事務及び実施設計	・契約事務等	・整備着手 ・整備実施	事業推進
<p>廃棄物処理施設の安定的な運用のため、廃棄物処理施設等の大規模改修を実施します。</p>	●南部リサイクルセンター基幹的施設整備		整備完了				
	●浮島2期廃棄物埋立処分場基幹的施設整備		整備完了				
廃棄物処理施設建設事業	●橋処理センター整備事業		・解体撤去工事(H29) ・建設工事着手(H29)	・解体撤去工事完了 ・建設工事			稼働予定(H35)(2023)
<p>廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について建替等を行います。</p>	●堤根処理センター整備事業		・基本計画作成業務(H29) ・現況測量・地質調査・環境調査業務(H29)	・基本計画作成 ・環境影響評価手続	・整備計画作成に向けた取組の推進		
	●入江崎クリーンセンター整備事業		・基本計画作成業務(H29)	・基本計画作成 ・整備計画作成	・契約事務等	・契約事務等、地質調査	
廃棄物企画調整事業	●一般廃棄物処理基本計画に基づく3R等の取組の推進		・取組の推進	継続実施			事業推進
<p>地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R等の推進を進めます。</p>	●廃棄物発電ごみ収集車等導入に向けた取組の推進		・EVごみ収集車及び電池交換用ステーション等の導入	・取組の推進			

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

政策の方向性

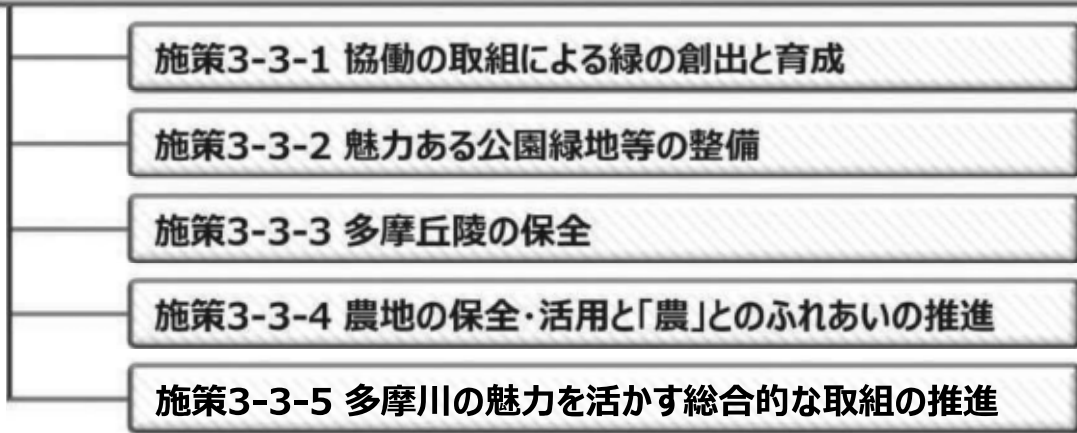
- 本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
市内にある自然（緑地、河川など）や公園に満足している市民の割合 (市民アンケート)	44.4%	48.7%	50%以上

施策の体系

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす



- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 進管理・評価

施策 1 協働の取組による緑の創出と育成



第 1 期の主な取組状況

- 地域のそれぞれの公園緑地の課題を解決するとともに、市民が身近な生活環境で緑を実感できるよう、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、さまざまな主体と連携、協働しながら、公園緑地の保全を進めています。
- 市域に残された貴重な樹林や農地、水辺地等には、多様な生物が生息しており、地域の特性に応じ、市民・事業者等さまざまな主体と連携して、生き物の生息・生育環境の保全、普及啓発を進めています。



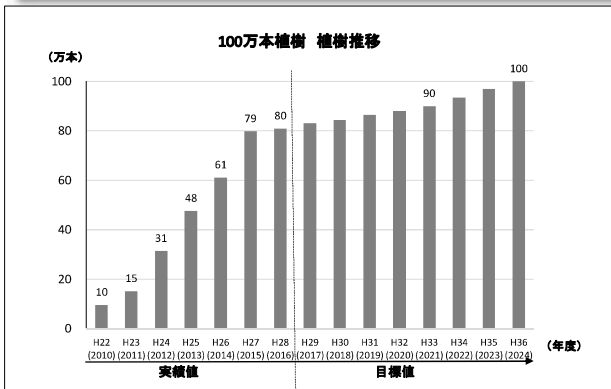
施策の主な課題

- 緑の確保が一定程度進捗する一方で、緑のボランティア参加者の高齢化などの課題が生じてきており、若い世代の参加や、活動参加者のスキルアップなど、人材確保・育成が必要となっています。
- 公園緑地内に立地する施設間の効果的な連携や効率的な管理運営など、公園緑地の魅力や利用者サービスの向上を図るとともに、多様なニーズに対応した市民満足度の高い都市公園等を創出していくために、民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組を進める必要があります。



施策の方向性

- 市民や事業者との協働による緑豊かなまちづくりに向けた取組の推進
- 身近な公園のルールづくりなど、地域が主体となる公園緑地づくりの推進
- 民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組の推進



資料：建設緑政局調べ



御幸公園植樹祭の様子



直接目標

● 多様な主体との協働、連携により緑を育む



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	2,355 か所 (平成26(2014)年度)	2,321 か所 (平成28(2016)年度)	2,380 か所以上 (平成29(2017)年度)	2,420 か所以上 (平成33(2021)年度)	2,450 か所以上 (平成37(2025)年度)
市民100万本植樹運動による累計植樹本数 (建設緑政局調べ)	61 万本 (平成26(2014)年度)	80 万本 (平成28(2016)年度)	75 万本以上 (平成29(2017)年度)	90 万本以上 (平成33(2021)年度)	100 万本以上 (平成36(2024)年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
緑の基本計画推進事業 緑あふれる都市環境の向上をめざし、「緑の基本計画」に基づく施策の進行管理など、緑に関する総合的な取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「緑の基本計画」に基づく取組の推進 ・「緑の基本計画」の改定(H29予定) ・都市公園の整備や緑地の保全、緑化の推進など緑政事業の総合的な取組の推進及び進捗管理 					事業推進
都市緑化推進事業 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域緑化推進地区の認定・支援 H29認定実績：新規2地区 ・地区の認定(新規2地区)と花苗等支援 ●緑のボランティアなどへの活動支援 ・活動支援 継続実施 ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ・沿道の環境整備の推進 ・東扇島地区の環境整備の推進 ●緑化推進重点地区の取組及び緑化助成制度を活用した取組の推進 ○既存の重点地区計画改定及び地区内の緑化の推進 ・新百合ヶ丘重点地区計画の検証・課題抽出 ・新百合ヶ丘重点地区計画改定 ・新百合ヶ丘重点地区改定計画に基づく緑化の推進 ・川崎駅周辺重点地区計画の検証・課題抽出 ・川崎駅周辺重点地区計画の改定 ・川崎駅周辺重点地区改定計画に基づく緑化の推進 ・小杉重点地区計画の検証・課題抽出 ○助成制度の啓発活動及び支援の実施 ・支援の実施 継続実施 					事業推進
市民100万本植樹運動事業 ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市制100周年を迎える平成36年までに市民・事業者との協働により、100万本の植樹を目指して植樹運動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民100万本植樹運動の推進 ○協働の取組による植樹運動の推進 ・行政・事業者・個人の植樹の取組の推進 継続実施 ○イベント等による植樹運動の推進 ・市民100万本植樹運動植樹祭の開催 継続実施 					事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価



- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
パークマネジメント推進事業 指定管理者制度を含めた更なる民間活力の導入や、地域住民が主体となる身近な公園緑地のしくみづくりなど管理運営方法の検討を進めます。	●公園緑地等の管理運営の推進 ・更なる民間活力導入に向けた方針の整理 (H29予定) ・民間活力導入に伴う条例改正等の手続き ・民間活力導入に向けた検討及び実施 ・オープンスペース等の有効活用の検討及び実施					
	●身近な公園緑地の管理運営の推進 ・地域との連携や合意形成による公園利用のしくみづくり ・公園利用のしくみの活用（公園でのボール遊び等）					
生物多様性推進事業 地域に息づく生き物の生育環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく事業の推進 ・事業実施 ・事業実施 ・新たな戦略に基づく事業の実施					
	●生物多様性の保全に関する普及啓発・体験学習の実施 ・事業実施 継続実施					
	●「生物多様性かわさき戦略」の改定 ・調査・検討 ・調査・検討・改定					

施策 2 魅力ある公園緑地等の整備



第 1 期の主な取組状況

- 公園緑地は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場のほか、災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしていることから、身近な公園については、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、富士見公園や等々力緑地、生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- 等々力緑地については、硬式野球場の整備に着手するとともに、陸上競技場のサイド・バックスタンド整備に向けた検討を進め、収容人数やバリアフリーなどの課題に対応できるよう、「等々力陸上競技場第 2 期整備計画」の策定に向けて取組を進めています。



施策の主な課題

- 公園緑地については、災害時の避難場所や地域コミュニティの形成の場として活用するなど、利用価値を高めながら、誰もが利用しやすい特色ある公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。



施策の方向性

- 公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進
- 周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進
- 予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進



等々力緑地正面広場



生田緑地サマーミュージアム



直接目標

- 豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	5.0 m ² /人 (平成26(2014)年度)	5.0 m ² /人 (平成28(2016)年度)	5.0 m ² /人以上 (平成29(2017)年度)	5.0 m ² /人以上 (平成33(2021)年度)	5.0 m ² /人以上 (平成37(2025)年度)
公園緑地の整備状況についての満足度 (市民アンケート)	第 2 期実施計画 から新たに設定	61.4 % (平成29(2017)年度)	—	63 %以上 (平成33(2021)年度)	65 %以上 (平成37(2025)年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
富士見公園整備事業 都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士見公園再編整備に向けた取組の推進 ・「基本計画」策定に向けた検討 ● 更なる民間活力導入に向けた取組の推進 ・検討実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」策定に向けた検討 ・園路等の施設整備 ・検討結果に基づく調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士見公園再編整備基本計画」の策定 ・導入に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進 		事業推進
等々力緑地再編整備事業 緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地について、小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 等々力緑地再編整備の推進 ○ 等々力陸上競技場第 2 期整備に向けた取組の推進 ・基本方針の策定 (H29) ・整備計画の策定 (H29 予定) ○ 硬式野球場整備に向けた取組の推進 ・整備推進 ○ その他施設の整備に向けた取組の推進 ・調査検討 ● 民間活力導入に向けた取組の推進 ・調査実施 ● 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプに向けた取組の推進 ・調査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定 ・整備推進 ・調査検討 ・調査結果に基づく導入検討 ・陸上競技場改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・導入に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・整備完了 ・中央園路の整備 ・その他施設の整備に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備着手 	整備完了予定 (H36)(2024)

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
生田緑地整備事業 本市最大の緑の拠点である生田緑地を、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●東生田2丁目地区の基本方針に基づく取組の推進 ・方針策定に向けた検討 ●適正な植生管理に向けた取組の推進 ・西口園路地区等における植生調査及び管理方針の策定 ●更なる民間活力導入に向けた取組の推進 ・検討実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針策定 ・初山周遊散策路地区の管理方針の策定 ・北口地区の植生等調査 ・検討実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく取組の推進 ・北口地区の管理方針の策定 ・其他地区の植生等調査及び管理方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間満了後の民間活力導入手法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入に向けた取組の推進 	事業推進
魅力的な公園整備事業 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進 ・小田公園 ●バリアフリー整備の実施 ・未長高之面公園 ●身近な公園の整備の実施 ・(仮称)小田ふれあい公園 ・梶ヶ谷6丁目はな公園 ●防犯機能を有する施設管理用カメラの設置 ・大師公園、伊勢町第1公園への設置(H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の再整備の推進 ・鷺沼公園及び上麻生隠れ谷公園 ・(仮称)神明町公園の実施設設計 ・施設管理用カメラ設置の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に向けた取組の推進 ・(仮称)神明町公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園の整備の推進 		事業推進
市営霊園の整備 市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・「市営霊園整備計画」の策定(H29予定) ●無縁改葬の推進と墓所供給・再募集の取組の推進 ・取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・有縁葬型墓所の整備、整備完了(緑ヶ丘霊園) ・個別墓所の整備(早野聖地公園) ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別墓所の整備完了(早野聖地公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別墓所の整備(緑ヶ丘霊園) 		事業推進
公園施設長寿命化事業 長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●長寿命化計画に基づく取組の推進 ・遊具の点検と適切な維持管理(王禅寺公園ほか48公園(H29)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の設計・整備(虹ヶ丘南公園ほか12公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の設計・整備(三田第一公園ほか11公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の設計・整備(溝口北公園ほか11公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の設計・整備(木月八幡公園ほか10公園) 	事業推進
河川環境整備事業 河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●渋川環境整備の推進 ・「にぎわいの水辺ゾーン」の整備 ●二ヶ領用水総合基本計画に基づく事業の推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にぎわいの水辺ゾーン」の整備 ・「生物の水辺ゾーン」の整備 ・施設等の整備・更新 				事業推進

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進行管理・評価



政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降	
夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、動物とのふれあいや環境学習の場、さらには人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進 ○施設整備に向けた取組の推進 ○「夢見ヶ崎動物公園基本計画」の策定(H29予定) ○協働の取組の推進 ○サポーター制度の導入・推進 ○魅力向上に向けた取組の推進 ○動物園まつりなどのイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○再整備及び民間活力導入に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○検討結果を踏まえた取組の推進 			事業推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ○サポーター制度の充実に向けた検討及び取組推進 					
		<ul style="list-style-type: none"> ○動物園まつりなどのイベントの充実 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 3 多摩丘陵の保全



第 1 期の主な取組状況

- 市内に残された貴重な緑地、樹林地は、生物多様性の保全や市域を特徴づける景観形成などを進める上で大切な環境資源であることから、「特別緑地保全地区の指定」などの緑地保全制度を活用した取組や、企業・教育機関等と連携した保全地区内での里山の保全管理活動・環境教育など、効果的な緑地保全の取組を進めています。
- 首都圏で貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵に関係する 13 自治体が「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」などを通して相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策を広域的かつ効果的に検討するとともに、市民等と連携した保全活動イベントの開催など緑と水景の保全・再生・創出・活用に向けた取組を行っています。



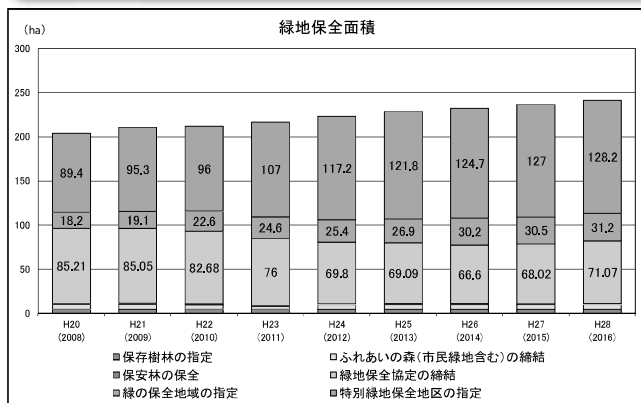
施策の主な課題

- 民間開発や相続などを契機として緑地の減少が見られることから、「特別緑地保全地区」の指定など緑地保全に関わるさまざまな制度の活用や、市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用を推進し、貴重な緑地や美しい里地・里山を次世代に継承していく必要があります。



施策の方向性

- **さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進**
- **市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用の推進**



里山保全活動の様子



直接目標

● 市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する



主な成果指標

名称 (指標の出自)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	232 ha (平成26 (2014) 年度)	241 ha (平成28 (2016) 年度)	272 ha以上 (平成29 (2017) 年度)	285 ha以上 (平成33 (2021) 年度)	300 ha以上 (平成37 (2025) 年度)
企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	4 か所 (平成26 (2014) 年度)	4 か所 (平成28 (2016) 年度)	5 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	7 か所以上 (平成33 (2021) 年度)	9 か所以上 (平成37 (2025) 年度)
市民が利用できる緑地 [※] の累計か所数 (建設緑政局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	26 か所 (平成29 (2017) 年度)	—	27 か所以上 (平成33 (2021) 年度)	28 か所以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 緑地保全制度で保全された樹林地で、散策などに市民が利用できる緑地



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標						
	現 状	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
緑地保全事業 緑地保全の推進により、地域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。	● 特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進	・現状等調査	・現状等調査、地権者交渉				事業推進
	● 特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得	・土地取得	継続実施				
	● 斜面地の安全対策の実施	・橋特別緑地保全地区ほか	・菅馬場谷特別緑地保全地区	・菅馬場谷特別緑地保全地区 ・神庭特別緑地保全地区 ・片平緑の保全地域	・久末竜場谷特別緑地保全地区 ・多摩特別緑地保全地区	・長尾特別緑地保全地区 ・多摩美特別緑地保全地区	
	● 企業や教育機関等の参加による保全活動の実施	・保全活動の実施	継続実施				
	● 市民利用のための施設整備	・生田寒谷特別緑地保全地区(H29)	・施設整備の検討	・施設整備の設計	・施設整備 (久末イノ木特別緑地保全地区)	・施設整備の検討	
里山再生事業 「緑の基本計画」において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。	● 「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進	・地元住民と連携した樹林地の植生管理、保全管理計画の作成、体験学習、里山の利活用等	継続実施				事業推進
	● 黒川地区の散策路等整備に向けた取組の推進	・黒川海道緑地の散策路の設計	・黒川海道緑地の散策路の整備				
	● 岡上、早野地区の市民、大学、小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進	・取組の推進	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

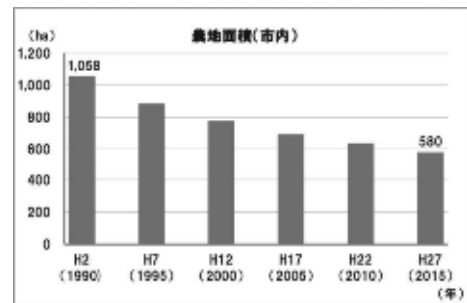
政策体系別計画

施策 4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進



第 1 期の主な取組状況

- 良好な景観の形成や水源の涵養などの緑地としての機能、防災機能、レクリエーション機能や教育機能など、農産物の生産だけではない多面的な機能を持つ都市農地を保全・活用するため、生産緑地の追加指定や大震災時の一時避難場所となる市民防災農地の登録、市民農園の開設などの取組を推進しています。
- 「農」にふれあいたいという市民が増加していることを受けて、「花と緑の市民フェア」等のイベントを通じて、市民と「農」との交流の場を提供しています。



資料：固定資産概要調査



施策の主な課題

- 国の「都市農業振興基本計画」において、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」と明確にされており、多面的機能を有する農地の保全・活用の重要性は高まっています。その一方で市内農地は今後も減少が見込まれているため、引き続き関連法令の制定・改正等の国の動きを踏まえた対応も含めて、農地の保全・活用に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 「農」にふれあいたいとする市民のニーズは高く、市内農業を応援する市民も増加しています。一方で、農業散布や堆肥の臭気等、依然として市民の理解が得られにくい面もあるため、市民の都市農業に対する理解の促進に向け、効果的な PR を積極的に行っていく必要があります。



施策の方向性

- 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進
- 多様な主体との連携による、市民が「農」にふれる場の提供促進
- 都市農業に対する理解の促進に向けた効果的な PR の実施



直接目標

● 多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	12,000 ㎡ (平成26 (2014) 年度)	10,528 ㎡ (平成28 (2016) 年度)	12,000 ㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	12,000 ㎡以上 (平成33 (2021) 年度)	12,000 ㎡以上 (平成37 (2025) 年度)
防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	7 か所 (平成26 (2014) 年度)	11 か所 (平成28 (2016) 年度)	8 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	8 か所以上 (平成33 (2021) 年度)	8 か所以上 (平成37 (2025) 年度)
市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	73,790 ㎡ (平成26 (2014) 年度)	98,961 ㎡ (平成28 (2016) 年度)	78,000 ㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	105,000 ㎡以上 (平成33 (2021) 年度)	111,000 ㎡以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
農環境保全・活用事業 良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全 <ul style="list-style-type: none"> 指定の推進及び指定要件等緩和の検討 特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 状況調査の実施 ● 大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保 <ul style="list-style-type: none"> 市民防災農地の登録の推進 継続実施 ● 里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 里地里山・農業ボランティア育成講習の開催 H28 開催数：44回 開催数：45回以上 開催数：45回以上 開催数：45回以上 開催数：45回以上 ● グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等による情報発信の実施 継続実施 ● 大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> 農業情報センターにおけるイベント等の開催 H28開催数：52回 開催数：52回以上 開催数：52回以上 開催数：52回以上 開催数：52回以上 					事業推進
農業体験提供事業 市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が開設から運営まで行う市民農園の効率的な管理運営 <ul style="list-style-type: none"> 管理運営及び定期的な利用者の募集 H28運営数：5農園 運営数：5農園 運営数：4農園 運営数：4農園 運営数：3農園 ● 従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への円滑な移行に向けた調整 <ul style="list-style-type: none"> 地域交流農園への移行に伴う調整の実施 継続実施 ● 市民と地域の交流の場としての地域交流農園の普及支援 <ul style="list-style-type: none"> 普及・運営支援及び利用者の募集 H29支援数：1農園 支援数：1農園 支援数：2農園 支援数：3農園 支援数：4農園 ● 農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援 <ul style="list-style-type: none"> 市民ファーム農園や体験型農園の普及・運営支援の実施 継続実施 					事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
市民・「農」交流機会推進事業 「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えると共に、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや「花と緑の市民フェア」の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。	●市民が「農」にふれる場としてのイベント「花と緑の市民フェア」の開催 ○花の品評会や植木等の即売会等により市民が花と緑に親しむ「花と緑の市民フェア」の開催 H28来場者数：約45,000人	来場者数：50,000人以上	来場者数：50,000人以上	来場者数：50,000人以上	来場者数：50,000人以上	事業推進
	●「かわさき地産地消推進協議会」を主体とした地産地消の推進 H28農産物直売会の開催：9回 H28料理教室の開催：2回 H28「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上	農産物直売会の開催：9回以上 料理教室の開催：2回以上 「かわさき地産地消推進協議会」の開催：3回以上

- 総論
- 10年戦略
- 基本政策 1
- 基本政策 2
- 基本政策 3
- 基本政策 4
- 基本政策 5
- 区計画
- 進行管理・評価

政策体系別計画



施策 5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進



第 1 期の主な取組状況

- 「川崎の母なる川・多摩川」は、首都圏における貴重な自然環境と多様な生命が共存する空間であるとともに、多摩川河川敷の運動施設等は、さまざまなスポーツ・レクリエーションの場として利用されており、市民共有の大切な財産となっています。こうしたことから、「新多摩川プラン」に基づき、サイクリングコース延伸に向けた取組や各種イベントの開催のほか、市民との協働や流域自治体との連携による環境学習や体験活動など、多摩川の魅力向上に向けた取組を進めています。



施策の主な課題

- これまでの市民や流域自治体等との連携に加え、民間事業者との連携など、多摩川の更なる魅力向上に向けた取組を引き続き進める必要があります。



施策の方向性

- 民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進
- 市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進



川の生きもの観察



干潟観察



川崎国際多摩川マラソン



丸子の渡し



直接目標

● 多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合 (市民アンケート)	37.7 % (平成27 (2015) 年度)	40.1 % (平成28 (2016) 年度)	38 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	41 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	42 % 以上 (平成37 (2025) 年度)
渡し場イベントの参加者数 (建設緑政局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	2,400 人 (平成28 (2016) 年度)	—	4,900 人 以上 (平成33 (2021) 年度)	6,000 人 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
多摩川プラン推進事業 多摩川河川敷の運動施設や 利便施設の再整備、利用の マナーアップに取り組むなど、 多摩川が市民に身近な存在 になるよう魅力向上の取組を 進めるとともに、更なる魅力 向上を図るため、水辺の賑わ い創出に向けた取組を進めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩川河川敷の運動施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○施設の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ・上平間駐車場、古市 場サッカー場 ・上平間球場、テニ スコート、ゲートボール場 ・上平間多目的広場、 古市場多目的広場 ・上平間サッカー場、古 市場少年野球場 ・古市場陸上競技場 ○サイクリングコースの延伸整備 <ul style="list-style-type: none"> ・布田橋 ・布田橋 ・港町地区 ・小向地区 ・小向地区 ●多摩川の魅力を活かす取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○民間活力導入による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川緑地バーベ キュー広場（二子橋） の適正な運営 ・賑わい創出に向けた 取組の推進 ○協働による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民や流域自治体と の協働・連携による取 組の推進 ○イベント等による魅力向上に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・取組実施 					戸手地区 着手予定 (H34)(2022)	
	多摩川市民協働推進事 業 市民との協働や流域自治体 との連携により、環境学習や 体験活動の取組を進め、さま ざまな機会を通して多摩川の 魅力を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の楽校の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・活動支援の実施 ●流域自治体との協働、連携の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の楽校、渡し の復活など、流域自治 体との協働連携の取組 の実施 ●二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる情報発信拠点の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の実施 	継続実施				事業推進
			継続実施				
			継続実施				
			継続実施				
			継続実施				

総
論

10
年
戦
略

基本
政策
1

基本
政策
2

政策
体系
別
計
画

基本
政策
3

基本
政策
4

基本
政策
5

区
計
画

進
行
管
理
・
評
価



みんなでチャレンジ！花と緑

これまで緑と水の豊かな環境をつくりだすために、緑地保全や公園整備など、さまざまな取組を実施してきました。

市民の皆様が自然環境にもっと関わり、「最幸」のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔」がもっとあふれるまちを実現したい。

そんな思いから、市民や企業の皆様と一緒に考え、こんなことにチャレンジします。

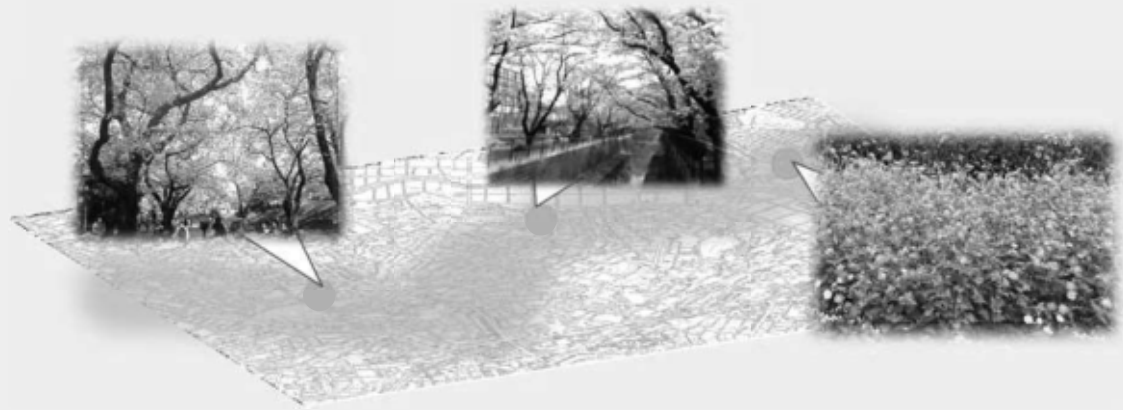
例えば、

「元気な川崎の子どもを育む、冒険心に満ちた“わんぱくの森”づくり」



例えば、

「地域との協働・連携による“かわさき花と緑の回廊”づくり」



例えば、

「みんなで『市民100万本植樹運動』を盛り上げ、“市民一人一本運動”」



このチャレンジは、市民や企業の皆様と一緒に考えていくとともに、検討が進んだものから順次、取組をスタートさせます。